

令和元年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和元年10月11日

| | |
|------|---|
| 件名 | 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について |
| 所管部課 | 子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設運営課 子ども施設入園課 待機児対策室 子ども施設整備課 待機児ゼロ対策担当課 こども支援センターげんき こども家庭支援課 地域のちから推進部 住区推進課 衛生部 保健予防課 |
| 内容 | <p>令和元年度第1回及び第2回子ども支援専門部会で審議していただいた幼児期の学校教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園等）、地域子ども・子育て支援事業（学童保育、子育てサロン、一時預かり等）の「量の見込み（どのくらい需要があるのか）」に対して、確保方策（提供体制をいつ、どのように確保するのか）」を提供区域や子どもの認定区分ごとに検討します。</p> <p>検討する施設・事業は、次のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 教育・保育</p> <p>① 教育（幼稚園、認定こども園）</p> <p>② 保育（保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育））</p> <p>2 地域子ども・子育て支援事業</p> <p>① 学童保育室</p> <p>② 子育てサロン事業</p> <p>③ 平日の定期的な延長保育事業（18時30分以降の保育ニーズ）</p> <p>④-1 【幼稚園の在園児】一時預かり等の利用</p> <p>④-2 【幼稚園在園児を除く】不定期の一時預かり等の利用</p> <p>⑤ こどもショートステイ事業</p> <p>⑥ ファミリーサポートセンター／子ども預かり送迎支援事業（小学生）</p> <p>⑦ 病気の際の対応</p> <p>⑧ 養育支援訪問事業等</p> <p>⑨ 乳幼児家庭全戸訪問事業</p> <p>⑩ 妊婦に対して健康診査を実施する事業</p> <p>⑪ 利用者支援に関する事業</p> <p>⑫ 実費徴収に伴う補足給付事業</p> <p>⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p> </div> <p>「量の見込み」に対して、確保するための施設・事業が不足していれば、それぞれ整備していく必要があります。</p> <p>各施設・事業ごとの量の見込みに対する確保方策（整備計画）の詳細は、別添資料、審議調査事項1-1をご覧ください。</p> |

令和元年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和元年10月11日

| | |
|----------------|---|
| <p>件 名</p> | <p>第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（素案）について</p> |
| <p>所 管 部 課</p> | <p>子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設指導・支援担当課 子ども施設運営課 子ども施設入園課 待機児ゼロ対策室 子ども施設整備課 待機児ゼロ対策担当課 こども支援センターげんき 支援管理課 こども家庭支援課 地域のちから推進部 住区推進課 区民参画推進課 地域文化課 中央図書館 福祉部 親子支援課 衛生部 保健予防課 都市建設部 ユニバーサルデザイン担当課 公園管理課 パークイノベーション担当課 学校運営部 学校支援課</p> |
| <p>内 容</p> | <p>1 子ども・子育て支援事業計画の概要 (1) 計画の期間 5年間（令和2年度～令和6年度） ※ 計画内容と実態に乖離が生じた場合には、適宜計画の見直しを行います。</p> <p>(2) 計画策定にあたっての考え方 以下の点を考慮し、計画の策定作業を進めていきます。 ア 子ども・子育て支援法第61条に基づく「区市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく次世代育成支援対策を内包する「区市町村行動計画」を兼ねるものとして、一体的に策定するものであること。 イ 国が示した基本指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）の意義、必須・任意記載事項を踏まえたものとする必要があること（基本指針の趣旨は、就学前子どもを対象としているものであること）。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 子ども・子育て支援法第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。</p> </div> |

| | |
|--------|---|
| 内 容 | <p>ウ 「足立区基本構想」「足立区基本計画」等の上位計画や関連計画との整合・連携を図ること。</p> <p>(3) 計画の構成(素案) (別添 審議調査事項2-1参照)</p> <p>ア 計画の策定にあたって 【任意記載事項】 計画策定の背景や位置づけなど</p> <p>イ 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 【任意記載事項】 ニーズ調査結果を踏まえた子育て世帯の現状と課題など</p> <p>ウ 計画の基本理念、基本目標 【任意記載事項】 計画の基本理念など</p> <p>エ 各施策の取り組み 【任意記載事項】 目標を達成するための施策など</p> <p>オ 量の見込みと確保方策 【必須記載事項】 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及びその実施時期など</p> <p>2 今後の策定作業の流れ</p> <p>上記(3)オは、子ども・子育て支援法第61条第2項により、事業計画で必ず定めるべき事項とされています。これら項目については、第1回及び第2回の子ども支援専門部会にて皆様にご審議いただきました。</p> <p>今後は、今回委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、事業計画(素案)として取りまとめ、パブリックコメントを実施していきます。</p> <p>3 策定スケジュール(予定)</p> <p>令和元年11月 パブリックコメントの実施</p> <p>令和元年12月 推進協及び子ども支援専門部会にて意見聴取 【パブコメ実施結果及び計画案】</p> <p>令和2年2月 子ども支援専門部会にて意見聴取【計画案】</p> <p>令和2年3月 教育委員会議決【計画確定】</p> <p>令和2年3月 推進協へ報告【計画確定】</p> |
|--------|---|

| | |
|--------|---|
| 内 容 | <p>ウ 「足立区基本構想」「足立区基本計画」等の上位計画や関連計画との整合・連携を図ること。</p> <p>(3) 計画の構成(素案) (別添 審議調査事項2-1参照)</p> <p>ア 計画の策定にあたって 【任意記載事項】 計画策定の背景や位置づけなど</p> <p>イ 足立区の子ども・子育て家庭を取り巻く現状と課題 【任意記載事項】 ニーズ調査結果を踏まえた子育て世帯の現状と課題など</p> <p>ウ 計画の基本理念、基本目標 【任意記載事項】 計画の基本理念など</p> <p>エ 各施策の取り組み 【任意記載事項】 目標を達成するための施策など</p> <p>オ 量の見込みと確保方策 【必須記載事項】 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策及びその実施時期など</p> <p>2 今後の策定作業の流れ</p> <p>上記(3)オは、子ども・子育て支援法第61条第2項により、事業計画で必ず定めるべき事項とされています。これら項目については、第1回及び第2回の子ども支援専門部会にて皆様にご審議いただきました。</p> <p>今後は、今回委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、事業計画(素案)として取りまとめ、パブリックコメントを実施していきます。</p> <p>3 策定スケジュール(予定)</p> <p>令和元年11月 パブリックコメントの実施</p> <p>令和元年12月 推進協及び子ども支援専門部会にて意見聴取 【パブコメ実施結果及び計画案】</p> <p>令和2年2月 子ども支援専門部会にて意見聴取【計画案】</p> <p>令和2年3月 教育委員会議決【計画確定】</p> <p>令和2年3月 推進協へ報告【計画確定】</p> |
|--------|---|

令和元年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和元年10月11日

| | |
|------|---|
| 件名 | 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について |
| 所管部課 | 子ども家庭部 子ども施設入園課 |
| 内容 | <p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、足立区認定保育ママのうち1事業者の認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で意見聴取を行う必要があるため、本案を提出する。</p> <p>1 認可手続きについて</p> <p>(1) 認可理由</p> <p>家庭的保育事業の認可要件として職員配置や保育室の面積の基準のほか、給食提供が必須となっている。</p> <p>このたび、足立区認定保育ママのうち1事業者が令和元年10月から給食提供を実施するため、該当の足立区認定保育ママについて認可手続きを行う。</p> <p>(2) 経緯</p> <p>平成28年度から事業を開始した保育ママ15事業者については、区が給食提供方法を確立するまでは、認可要件が整わないため、足立区認定保育ママとして事業を実施してきた。平成30年度からの家庭的保育事業の給食提供の段階的開始に伴い、平成31年4月に足立区認定保育ママのうち3事業者が給食提供開始により認可された。</p> <p>今回、足立区認定保育ママのうち、さらに1事業者が、既存の給食提供保育ママからの外部搬入によって10月から給食提供を実施しており、認可要件が整った。</p> <p>(3) 認可基準適合状況</p> <p>認可者である区が審査した結果、認可基準に適合しており、運営に問題がないことを確認した（審議調査事項3-1）参照。</p> <p>(4) 認可年月日</p> <p>令和元年11月1日</p> <p>2 利用定員の確認について</p> <p>既存施設の認可でありこれまでの定員と変更はないため、従前の定員のとおり確認する。</p> |

家庭的保育事業審議資料

| NO | 氏名 | 所在地 | 定員 | 職員 配置基準 | 保育室面積 | | 給食 | 財務状況 |
|----|-------|-------------|----|------------|---------------------|----------------------|-------|------|
| | | | | | 基準(m ²) | <実際(m ²) | | |
| 1 | 石井 明子 | 足立区興野1-17-4 | 3 | 適合 | 9.9 | 18.228 | ・外部搬入 | 良好 |

【職員配置】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。

ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

【保育室面積】

保育室の面積は9.9m²以上であること。

ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9m²に3人を超える人数1人につき3.3m²を加えた面積とする。

【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。

ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

令和元年度 第3回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和元年10月11日

| | |
|------|--|
| 件名 | 『新・足立区放課後子ども総合プラン』の策定について |
| 所管部課 | 学校運営部 学校支援課、学校施設課、 地域のちから推進部住区推進課、生涯学習振興公社 |
| 内容 | <p>平成30年9月に文部科学省と厚生労働省が、旧「放課後子ども総合プラン」を1年前倒して、新たなプランを策定した。</p> <p>これを受け、当区の『足立区放課後子ども総合プラン』を見直し、『新・足立区放課後子ども総合プラン』を策定する。</p> <p>※ 審議・調査事項 4-1 参照 記</p> <p>1 国の新・プランの主な目標</p> <p>(1) 放課後児童クラブ(学童保育室)の整備 2021年度末までに25万人分を整備し、2023年度末までに5万人分上乗せして30万人分の受け皿を整備する。</p> <p>(2) 学童保育室と放課後子ども教室の連携強化 すべての小学校区で両事業を一体的、または連携して実施し、校内での一体型を1万か所以上で実施する。</p> <p>(3) 学童保育室の新設の際の学校施設利用促進 新たに開設する学童保育室の約80%を校内で実施する。</p> <p>2 区の新・プランの計画期間 令和2年度から令和6年度まで</p> <p>3 区の新・プランの構成等</p> <p>(1) 国が求める新プランに盛り込むべき主な内容 ア 学童保育室の年度ごとの量の見込みと目標事業量 イ 一体型の学童保育室の目標事業量 ウ 放課後子ども教室の実施計画</p> <p>(2) 新・プランの構成 ア 新・プラン策定の背景 イ 現行プランでの両事業の取り組みに対する評価 ウ 新・プランでの両事業の整備計画</p> <p>4 新・プランの策定スケジュール パブリックコメント(11月予定)を経て、来年3月までに策定する。</p> |